

2021年12月

投資信託・公共債の取引口座を  
開設いただいているお客様各位

個人番号・法人番号お届出のお願い

2016年1月からマイナンバー制度が導入されたことに伴い、当金庫にて投資信託・公共債の口座を開設されたお客さまに、法令に基づき個人番号・法人番号を届け出いただいております。

このたび、法令で定められた個人番号・法人番号の届出を猶予する経過措置が、2021年（令和3年）12月末に終了しますのでお知らせいたします。

つきましては、投資信託・公共債の取引口座をお持ちでまだお届出がお済みでないお客さまは、お早めにお届出くださいますようお願い申し上げます。

以 上